

三五 三親等内、姻族表、降ニ休業
ニ降ニ休業附テセシ度(山石)

ニ降ニ休業附テセシ度(山石)

二六、夏期休憩時間、延長ヲ廃シ
夏期休業附テセシ度(日)

二七、定期職工年令附テ年令ヲ短
縮セシ度(銃精目機)

二八、小扶助令、職務年数、計畫ヲ普
通職工揮年、日ヨリ起
算スニトセシ度(会)

現細則ノ範圍内、於テ適宜実施シ

得(ニト)信ス

休憩時々ヲ短縮スルハ衛生上ヨリ云々モ

一般希望トモシク現在ニシテハ有利ト

セ公署中休職云々ハ才一十二項ニ依リテ

知セシ度

扶助令々々ハ限ニ恩典セテ以テ将来

一般權衡上廃止セラレトスル揮年ニ

アノ以テ本提案、如キハ却テ眞ノ辭極

ヲ早カラシムル慮アリ本問題ニ觸ルガ

ルヲ有利トセム